七　市町村の消防の広域化に要する経費があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びに第三条第一項第三号イの表第三十九号、第五十六号及び第五十七号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　小学校又は中学校の校舎の建設等に要する経費があること。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額とする。

算式

A×110,000円＋B×128,000円＋C×24,000円

算式の符号

A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

九　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「17.5円」とあるのは、「645.0円」と読み替えるものとする。

十　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　市町村の消防の広域化に要する経費があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びに第三条第一項第三号イの表第四十三号、第六十三号及び第六十四号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　小学校又は中学校の校舎の建設等に要する経費があること。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額とする。

算式

A×75,000円＋B×128,000円＋C×20,000円

算式の符号

A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

九　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「22.9円」とあるのは、「724.0円」と読み替えるものとする。

十　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額